

Newsletter

日本 IPBA の会

お問い合わせ: IPBA 事務局 〒106-0032 東京都港区六本木 6-2-31 六本木ヒルズノースタワー7 階 Tel.: 03-5786-6796 Fax.: 03-5786-6778 E-mail: ipba@tga.co.jp Website: www.ipba.org

IPBA 第 18 回ロスアンゼルス大会

2008 年 4 月 28 日 IPBA 第 18 回ロスアンゼルス会議 オープニングセレモニー

ロスアンゼルス市長と IPBA 理事総長リビー氏



IPBA LA 大会に参加して IPBA 日本選出理事 原 壽

本年度の IPBA 年次総会は、4月27日から30日までの日程でLAで開催されました。従来、先進国の大都市における年次総会は、比較的ビジネスライクで面白みに欠ける傾向がありました。しかし、今回のLA大会は、各種セミナーの質が高かったことに加え、Getty Center、Sony Studiosでの夕食会をはじめ、各種イベントもエンターテインメント先進地であるLAの特徴を反映した素晴らしいものでした。大会委員長を務めたGerold W. Libby氏が1年数ヶ月に渡りこの総会の準備のためにいかに尽力し、かつ、苦労してきたかを知っている私としては、総会の成功を心から喜び、かつ、Libby氏に感謝の意を表したいと思います。

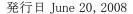
前回の北京大会における日本人弁護士の関与度の低さについての反省を踏まえ、IPBA日本の会では、三宅能生会長はじめ多くの関係者の協力を得て、多数の日本人スピーカーに参加してもらうことができました(北京大会数名に対し、LA大会では16名の日本人スピー

カーを出すことができました)。また、各種委員会の委員長・副委員長の数についても、日本人弁護士の数が12名となり、IPBAにおける日本のリーダーシップを再確認できる結果となっております。現在でも多くのIPBA会員が日本のリーダーシップに期待していますので、委員会その他で日本のプレゼンスを高めることは大多数の会員の歓迎するところとなっております。また、日本に限らずIPBA全体にとって積極的参加者の世代交代ということが現在大きな課題となっています。そういう意味で今回多くの日本人の中堅・若手弁護士の参加を得られたことについては、大変心強く思うと同時にこの流れをますます発展させる努力と工夫が肝要であると実感しました。

IPBA 日本の会においては、恒例のゴルフコンペに加えて、昨年からセミナー開催によって IPBA 会員であることの価値を高めようと努めてきました。LA 大会の理事会においても、このような日本チャプターでの活動が高く評価され、IPBA 発展の手段として他の主要国においても日本をモデルとして国内活動を活性化すべきではないかとの意見が多くを占めていました。

例年どおり、今年も4月27日の夜SavannahというレストランでJapan Night を開催しました(LexisNexis 後援)。約37名が参加し、楽しい時間を過ごすことができました。IPBA年次総会に参加する楽しみの一つは、外国の友人達との旧交を暖めることに加え、日頃話す機会の少ない日本人弁護士とカジュアルに腹を割って話ができることにあります。聞くところによれば、三宅ご夫妻のホテルの部屋は毎晩午前2~3時まで若手弁護士に占領されていたそうです。きっと楽しい会話が弾んだのだと思います。私も山崎順一先生に後ろ姿を写生され、はげの具合が妙にリアルだったという不愉快な記憶が微かに残っています。

来年の年次総会はマニラで開催される予定です。さらに、2011年の創立20周年記念総会はまだ非公式ではありますが、京都で開催されることになりそうです。 日本人弁護士(特に若手弁護士)がますます積極的にIPBAに参加できるよう会員の皆様のご協力をお願い申し上げます。





LA への旅 - IPBA 会議回想 会員委員会副委員長 小島 秀樹

カリフォルニアが独立共和国だった時期があったことを知ったのは今回の旅である。米・メキシコ戦争の最中、メキシコ合衆国のカリフォルニア州が分離独立して(1846年中の約1ヶ月間)共和国となった。戦後アメリカ合衆国に吸収されたのである。日本にペリーが来る7年前の話しである。その名残が今も地名、人種構成、言語に表れている。同じ米国でも州によりカラーがあり、その土地の歴史が今を理解するのに役立つと感じた。

〈分科会にて〉

10-15 年前に比してレベルは確実に上がっている。さ らに充実させるには各委員会の議長や副議長が次の 年次総会までの中間点である11月頃までに小セミナ ーを中心メンバーで行い、発表の機会をもつことでは なかろうか。それがかなわないなら、せめて電話会議を 2ヶ月に一度位行い、発表演題の選定、プレゼンテー ションの工夫、各国スピーカーの選定、争点の特定、 各国スピーカー間の議論の織りなし方などを丹念に準 備すべきではなかろうか。著名な事案を担当した弁護 士をゲストとして呼ぶこともひとつである。EU 競争法と マイクロソフトなど面白い。私の話したライセンシングは 質疑が活発で楽しかった。質疑を活性化する工夫も皆 さんとぜひ考えていきたい。特に裁判に至らないがメデ ィアで報道された事案を、法的光を当てて議論すると 興味を引くようである。私は新日鉄とルクセンブルグの アルセロール間に起こった「買収と技術」の問題に触れ たとき出席者の反応を感じた。

〈IPBA はどこへ向かうか〉

英語を中心とする団体はどうしても IBA と似てきてしまう。IPBA の独自性は多くのアジア系の法律家に会えるということである、と言う声をパーティーの席上聞いた。 ABA の国際法部会に出ても皆同じアメリカ人が集まっていて面白くないのだそうである。今後の努力としてアジアの法律家の数を更に充実させていくことではなかろうか。

〈IBA とどう違うのか〉

同時にビジネスロイヤーの会である、という意見も依然強い。その点は疑いが無いのだが、包み込むようなやさしさを最貧国の人々や法律家にももてないだろうか(親切にされる方は特別扱いされることを必ずしも嬉しいとは思わないもので、この辺りが難しいのだが)。そしてそれを IPBA メンバーー人ひとりの文化に育てられないだろうか。その点、奨学金制度によって招待されたベトナム等の若手弁護士数人を紹介するパーティーが

プールサイドであり、私は素晴らしい企画だと感じた。 M.S. Lin 奨学金の設立が出発点だったとしたら、初期 の指導者で台湾の故 Lin 氏に賛辞を送りたい。この分 野をもっと充実させる方法を考えたいと思うが、如何 か。

〈地元 LA のロイヤーに出会う〉

二才でベトナムから移民し、今はLAのエンタテイメントビジネスロイヤーとして活躍中のFoley & LardnerのJames D. Nguyen 氏のスピーチは私に感動を与えた。未だ30代と思われるが、あのボートピープルが話題になった頃(サイゴン陥落は1975年でその直後)幼児として米国へ移り住んだベトナム出身の弁護士が米国カリフォルニア州のパートナー弁護士として芸能関係の法律分野で才能を発揮しているとは何と素晴らしい話であろうか。

〈オフィサー会議に出て〉

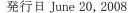
私は濱田邦夫先生が初代会長を勤めた頃から IPBA の会員だったが、役員として役員会に出たのは今回が初めてである。実質的なことはほとんどここで決められている。方向性の議論についてはかなりそれぞれ異なる意見があり白熱の討議もなされる。いつも英語族に一方的にまくしたてられるのだが、結論がこちらの考え方に着地すべく、Non-Verbal な手段も使って、会議をリードする必要があると感じた。欧州のオフィサーから「理解できる英語で、現地の法律を分り易く話せるスピーカーが必要である。その点、日系米人のスピーカーは大切である」旨の発言があった。日系米人は日本人の顔をしているようで唖然とした。反論にさえ値しないと思った。私の誤解であればよいが、と念じた。

30代、40代前半はAIJA(45才までの青年法律家からなる仏・英語を公用語とする欧州の法曹団体で今も隆盛を極めた活動をしている)に出て、お洒落をすること、家庭に招くことなどの AIJA 文化を私は学んだ。IPBAにも個性ある文化を育てたいと思う(既にIPBA文化は育ちつつあり、アジアの弁護士が多いことと、英語族が多少でもこれに波長を合わせようとしてくれていることなど)。

〈Entertainment について〉

芸人による Marilyn Monroe や、Elvis Presley そっくり さんの歌も楽しかった。また、現代的ダンスと音楽のコラボレーションは Getty Museum への訪問を一層引き立たせてくれた。もし我々メンバー自身によるエンターテイメントのデモンストレーションが少しでもあるともっと楽しい場をつくれるように感じた。歌でもダンスでも・・・・。

昨年の古く圧倒的な万里の長城、紫禁城や人民大





会堂の印象と好対照をなす、経済的豊かさとポップカルチャーに縁取られたユニークなカリフォルニアを楽しみつつ旅を終えた。



撮影:小島 秀樹

Membership Committee Vice-Chair の抱負 女性弁護士委員会委員長 小泉 淑子

IPBA 第 18 回年次総会で Membership Committee Vice-Chair に選任され、たくさんの旧知のメンバーから Congratulations!と言っていただき、期待されていること を実感しました。このポジションの候補になっていること を昨年9月21日にIPBA日本の会の講演会場で三宅 能生会長や事務局の平野さんから聞きびっくりしました が、ご両人が IPBA の中での日本の存在感が薄れてき ていること、競合団体との競争が激しくなってきているこ と等、危機感をもって熱心に IPBA の中での日本の弁 護士の「復活」について語って下さったことには心が動 きました。1991 年以来のメンバーとして共感できるとこ ろがありましたし、せっかく推薦して下る方々があり、サ ポートをすると言って下さる方々がいらっしゃるのであ れば、ここはお受けしようかと思い、まず Chair の役割を IPBA MANUAL で確認してみました。任期は2年でメン バーシップの promotion, recruitment, retention and growth に責任を持って貢献せよ、とあります。私は Chair であり IPBA 営業部長 David Laverty 氏をサポー トする営業部長補佐ということになります。

今 IPBA に登録されているメンバーは約1,700名とのことですが、LA の参加弁護士数は669名(内女性146名)、日本からは55名(内女性11名)とのこと、LA であればもっと参加者が増えてもよかったのにと感じました。

過去の日本からの参加弁護士数は次のようになって

います。

215(東京 1991)、65(シドニー 1992)、65(台北 1993)、68(シンガポール 1994)、56(サンフランシスコ 1995)、48(マニラ 1996)、216(東京 2001)、50(香港 2002)、27(ニューデリー 2003)、47(ソウル 2004)、35(バリ 2005)、41(シドニー 2006)、55(北京 2007) 1997 年から 2000 年までの情報は入手できませんでした

専門職の国際団体としての適性規模はどのくらいになるのでしょうか。IBAやINTAの年次大会に出たことがありますが、5,000 人とか8,000 人の参加者となるともうこれは多すぎて「お祭り」のようになってしまうのではないかと思います。

2001年の東京大会の参加弁護士は787名、2002年 の香港では879名でこれが最大でした。私の感覚では 1,000 人から 1,200 人位になると各部会ももっと活発に なるのではないかと思っています。年次総会後開催さ れたOfficers Meetingの席でもこれから会員増員数200 人をめざそうという話が出ました。日本からは 100 名の 大台にのってもらいたいと念じます。それには IPBA を さらに魅力あるものにしなければなりません。営業担当 役員としてまず私自身、なぜこれまでメンバーでいつ づけて、何回かの年次総会に時間と費用とエネルギー をかけて出てきたのかを考えてみました。親しくなった メンバーと再会して今のホットな話を聞きたい、事務所 に住んでいるような日常生活から抜け出したい、事務 所にいたのではまず会うことのできない弁護士と同じテ ーブルについてみたい、全く処理したことのない分野 の最前線の話を第一線で活躍している弁護士から直 接聞きたい、その地の名所旧跡を仲間とまわって楽し い時間を共有したい、等々たくさんあります。

どこかの年次総会で三宅能生会長が 1990 年頃の IPBA 創設前夜の話として「9人の侍 勝浦の誓い」(こ れは私が勝手につけているものです)について熱っぽ く語っておられたのを思い出しました。(IPBA Journal December 1997 号に Mark T. Shklov 弁護士が"The Spirit of Katsuura"でこの間のことを詳しく説明されてい ます。) IPBA は Asia Pacific Region において日本の弁 護士が、アジアの弁護士が、イニシャティブをとれる絶 好の場であることを強調されていました。今、 globalization の波の中で大きく成長していくのは Asia Pacific Region であることを疑う人はいません。約20年 前からそこに目をつけて地道に活動をされてこられた 諸先輩の炯眠には圧倒されます。この地域を活動の中 心とした第一線の弁護士が参加し、活躍できる国際組 織は貴重な存在です。私は特にこれからの時代に向け て IPBA は素晴らしい組織であると確信していますので、 IPBA を会員各位にとって頼もしい存在として認識して



いただけるように、それが会員拡大につながるよう微力 をつくしたいと思います。皆々様のご協力をお願いしま す。



Getty Center Gala にて 撮影: Conference Organizer

IPBA LA 大会に参加して 弁護士 児玉 実史

第18回を迎えた今年のIPBA大会は、4月27日から30日まで、ロサンゼルス・センチュリーシティにあるハイアット・ホテルで開催された。私は、このLA大会と、これに先立って4月26~27日に開かれた理事会に参加したので、その模様をご報告させていただきたい。

ロスは今回も快晴、惜しみなく陽光が降り注き、4月とはいえ、時には肌を灼くような強い日差しが照りつける日々であった。しかし会場内では、これまた惜しみなくクーラーがフル稼働していたようで、その肌寒さに、私は思わず心の中で、「香港か!」と叫ばずにはいられなかった。地球温暖化に対する危機感が高まり、地元カリフォルニア州でも温暖化対策立法が進み、さらに本LA大会においても、まさに温暖化対策を取り上げた"Emission Trading(排出量取引): We Are Getting Warmer"というタイトルの分科会セッションが行われたというのに、高級ホテルは、「そんなの関係ねえ!」の趣である。

さて、多少強引な展開だが、排出量取引の話に移りたい。今回の大会の数多くのセッションの中でも、排出量取引は、個人的には注目セッションのひとつであった。私は、恥ずかしながら、それまで、京都議定書や排出量取引といった言葉について、日本のメディアで比較的地味に取り上げられている範囲の、ごく断片的な知識以上のものを持たなかった。ただ、今後は日本の

弁護士としてもこの問題を知らないでは済まなくなる可能性があると考え、このセッションに出席することにした。

私と同じようなことを考えた人も多かったのか、朝一番のセッションであったにもかかわらず、会場は大盛況で、寒い室内も、タイトル通り次第に"getting warmer"となっていった。報告者は、順次、EU、中国、アメリカにおける排出量取引をめぐる歴史や最近の動き、今後の課題を、要領よく説明してくれた。1時間半という限られた時間ではあったが、排出量取引が、環境保全という元来の純粋な動機の横で、大きなお金を動かす装置になろうとしている様子を感じ取ることができたと思う。ただ、これだけ現実の取り組みが進んでいるのに、「排出量」「排出権」「排出枠」などといわれる代物の法的性質が、果たして商品なのか無体の権利なのか、といった根本レベルで固まっていない、という話には、意外感と同時に危うさも感じたところである。

私が感じるIPBAのよさの一つは、このような知的刺 激を受けるということである。これには2種類あり、上記 の環境問題のように、これまで知らなかった分野の情 報にまとまった形で触れられるのがその一つである。そ してもう一つ、自分が実務で日頃よく扱う分野について も、他国の実情を聞いて、翻ってわが国の制度の善し 悪しや改正方向に思いを致す機会が得られることがあ り、これがまた大きな楽しみである。私自身は、LA大会 終了までの任期で倒産法委員会の副委員長を務めて いた関係もあって、倒産法のセッションの一つでパネリ ストとして発言したが、倒産法に関しては、米国の制度 には多くの面で日本との親近感を感じるとともに、イギリ ス法系の国々でも、伝統的には債権者の意向が強く働 く制度を有してきたところ、次第に債務者の自主的な再 建がやりやすいような方向での法改正が進みつつある ように思えた。

倒産法委員会副委員長をクビになった私は、今度は拡大理事(At-Large Council)をやれと言われ、理事会に出席した。しかし、そもそも拡大理事とは何なのかがわからず、周りに聞いても、「今のところ大阪にそういう枠があるんだ」というような返事で、いまひとつ要領を得ない。思い余って、事務次長(Deputy Secretary-General)という、ちょっと偉そうな肩書きの人に聞いてみたところ、「そういう人のために、今IPBAマニュアルというのを作ってるんだよ」とにっこり笑って答えてくれた。

配布されたIPBAマニュアルのドラフトを見ると、「IPBAの目的」「会員資格」などといった記載のあとに、いろいろな役職の職務範囲が記述されている。それによると、理事というのは会員が25名以上いる法域(jurisdiction)ごとに一人選ばれるが、会員が25名に満たない近隣法域にも目を配る仕事として、拡大理事が置かれることになっているらしく、IPBAの憲章にもそのような規定があるとのことであった。



・・・大阪は東京と文化はちゃうけど法域は一緒や な・・・ディープ大阪は確かに違う法域かもしらんけど、 僕はディープ代表とはちゃうし・・・ほんなら会員数の少 ない近隣法域って、ベトナムとかカンボジアかい な・・・?などとぼんやり考えていると、いきなり、「大阪 から発言は?」と振られてしまった。え、これって、「ベト ナムは任してください!!」とか言わなあかんの??と 迷ったが、さすがにそこまで根拠のない大口を叩くのも はばかられたので、趣旨が違うかもと思いつつ、「え~、 大阪では弁護士会に渉外実務研究会という勉強会が ありまして、この勉強会でIPBAの報告をするなど会員 勧誘に努めていきます。東京の原(壽)理事とも相談し て、日本のIPBAの集まりを大阪でもやりたいです」とい うような発言でお茶を濁してしまった。ただ、聞いている と、だいたい皆さん、自分の居住国でセミナーをやった りしてIPBAに対する関心を高めましょう、というような話 をしていたので、私の発言も全くの的外れではなかっ たに違いないと、一人勝手に納得している。一方、大 先輩の理事であられる原先生は、「会員数の増大もあ る程度必要だが、どこまでも増やせばいいというもので もない。IPBAのよさである、やや小ぶりでフレンドリー な集まり、という性格は壊さないようにしないといけな い」という趣旨のご発言をされて、理事会メンバーを納 得させておられた。

ちなみに、IPBAマニュアルは、今年 11 月にハノイで開かれる理事会で採択を諮るべく、練り上げ作業が続いているとのことである。

このように、昼間は比較的おとなしく過ごした私であ ったが、夜はたっぷり飲ませていただいた。これもまたI PBAの楽しみの一つである。 ハイアットのプールサイド でシンクロナイズドスイミングを見ながらのウェルカム・レ セプション、ロス郊外のゲッティー・センターという美術 館を借り切って行われたガラ・パーティー、ソニー・スタ ジオでマリリンやエルヴィスのそっくりさんと盛り上がっ たフェアウェル・パーティー、といった全体の公式行事 のほか、日本人や日本に関心のある実務家を集めて 開いたジャパン・ナイト、さらに元プレジデントのM先生 のお部屋に押しかけての(すいません!)○次会など、 本当によく飲み、よく語った。IPBAでは、日本人も、外 国人も、大先輩、同世代、後輩を問わず、気さくに話を する雰囲気がある。飲みながら、法律実務の話、自国 の観光名所の話、事務所経営の話など、いろんな人の いろんな見方を聞くことができ、非常に収穫が多かった

来年の大会はマニラである。セブ島でのダイビングを夢見ながら、参加する同志を募ろうと思う。

IPBA ロスアンゼルス大会に参加して 弁護士 岡本 高太郎

スピーカーとして参加した感想)

今年4月のロスアンゼルス大会で、IPBAの大会に初めて参加し、スピーカーをつとめさせていただきました。

こういった国際会議のスピーカーをつとめるのは今回 が初めてであり、いろいろとまどうことは多かったものの なんとか無事おえることができました。事前準備の機会 を含め、各国の弁護士と一緒にディスカッションする機 会をもつことができるなど、非常に貴重な経験をさせて いただくことができました。

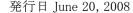
今回私が担当させていただいたのは税務のセッションで、アメリカ、中国、オランダ、オーストラリア、そして日本の各国の実務家が担当しました。発表者にはあらかじめ事案が手渡されており、各担当者が、事案で挙げられている各問題点について、それぞれ自国の制度について解説するというスタイルをとりました。私は、他の多くのセッションと同様、各国それぞれ問題となる点をバラバラに発表していくのかと思っていたのですが、司会担当の弁護士が、全員のものを一つのスライドにまとめてくれ、各問題点毎に、それぞれ各担当者が発表していくというスタイルをとっていきました。

今回は各セッション 1 時間半しかなかなく、大変短かったうえ、用意されていた事案では日本に関してそれほど問題点らしい問題点もなく、少し残念ではあったのですが、あらかじめ話し合った結果問題点のない部分についてはそのまま飛ばしてしまうなど、最初の国の人が時間をとりすぎて他のパネリストが割を食うといったこともなく、スムーズにいったように思います。うまくオーガナイズしてくれた中国(香港)の George Ribeiro 弁護士には感謝したいと思います。

ただ、1時間半で5人ものスピーカーがプレゼンテーションするというのはかなり厳しく、他のセッションを見ていても、説明の省略がめだっていたように思います。個人的には、今後は時間を延ばすか、1時間半ならスピーカーの数を減らすか、といった対応をとる方がよいのではないかと感じました。

(大会に全体の印象)

大会全体は、非常にフレンドリーな雰囲気であり、おかげで様々な国から来た弁護士と話をする機会をもつことができました。食事の時間に一人ででもふらっとテーブルで食事をしていると、誰かがかならず隣にすわり、名刺交換を行うと同時に、様々な国の弁護士と話をする機会をもつことができ、世間話から、各国の法律に関する話、プラクティスに関する情報交換なども行うことができ、有意義でした。われわれも国外からの依頼をうけることがあるといってもなかなか面と向かって国外の弁





護士と顔をあわせて話をする機会はないので、有意義な機会であったと思います。また、Inter Pacific ということだったので、アジア、アメリカ西海岸あたりの国々がせいぜいかと思っていたのですが、一部ヨーロッパや中南米の弁護士も参加しているなど、参加者の国も予想より多岐にわたっていたのも印象的でした。せっかく、いろいろ話し程度はできる相手もできたので、これから多少は継続的に参加していくとよいのかな、と感じました。

また、大会自体のソーシャルプログラムには、さすがロスアンゼルスと思わせるような趣向が凝らされていて非常に楽しむことができました。ゲッティセンターでのディナーはゲッティセンターという場所自体の美しさをとてもうまく利用できていたように思いましたし、ソニースタジオでのディナーも、マリリンモンローやエルビスプレスリーのそっくりさんが登場するなど、とても楽しく印象に残るものでした。

有意義で楽しい大会でしたので、来年のマニラ大会も、 今回のものに比べてかなり近くなりますし、日程を調整 して出席できればと考えております。

2008 年 IPBA ロスアンゼルス会議に参加して 弁護士 中原 都実子

私がIPBAの annual conference に出席するのは、今回が二度目でしたが、初めて参加した2007年の北京大会に引き続き、今年もまた得たものが沢山ありました

今回、IPBA事務局から「女性弁護士としてIPBAに参加した意見等を書いて下さい」という思いがけないご依頼があり、まだIPBAと縁の浅い私では不適任ではないかと思いましたが、このような機会もまた貴重な経験かもしれないと思い直し、お引き受けすることと致しました。

私は、渉外事務所に勤める訳でもなく、ビジネス・ローヤーでもないため、当初はIPBAに参加する意義があるのか迷いがありました。

というのも、2000年(平成12年)秋に弁護士登録をして以来ずっと、渉外や企業法務に特化した事務所のほとんどない横浜で仕事をしており、いわゆるマチベンとして一般民事事件や刑事事件を広く扱って来たからです。

しかし、そのマチベンとしての仕事の中で依頼者や相手方に外国人が増えてきたことと、私がここ数年親しくさせていただいている友人の弁護士(イギリス在住米国人)が、2007年4月に私が独立して新しい事務所を設

立するということを知った際、「是非北京大会には参加するべきだ」と言ってくれたのがきっかけとなり、昨年初めてIPBAに参加することとなったのです。

その友人は、IPBA発足当初からのメンバーらしく、彼 曰く、毎年IPBAの定期大会には様々な国の弁護士が 参加しており、その人たちとどんなことでも良いから話 をすると、予期しない発見が沢山あるし、参加者の人柄 や弁護士としての意識の高さから学ぶ事が沢山あるは ず…とのことでした。

私自身は、留学経験はありませんが、大学では国際政治史を専攻し、大学を卒業して社会人になってからは英語を使う仕事に携わることが多かったため、いつしか諸外国に対して比較文化的な興味を抱くようになっていました。

また、ここ数年保険会社の仕事を受けるようになり、 弁護士として英語圏の方々を相手にした示談交渉や 訴訟を、あるいは英語圏の方々の依頼による示談交渉 や訴訟を手がける機会が増えてきており、場合によっ ては様々な国の法律を調べる必要が生じるため、 「色々な国に友人や知人がいると助け合えるのになぁ」 と思うことが増えていたのです。

ですから、彼の勧めに従いIPBAに参加することで見聞を広め、世界にネットワークができれば、今までとは違った視野を持って仕事をすることができるかもしれないと思い、北京大会への参加を決めました。

その北京大会で得ることができたものは、本当に沢山あったと思います。

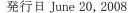
その一番大きなものは、人との出会いでしたが、それに次いで、様々な国の弁護士達の仕事に対する意識やそれぞれの国の司法のあり方について率直に話すことができたことでした。

IPBAへの参加を勧めてくれた私の友人は、私が名刺を30枚ぐらいしか持って来ていないことを知ると、「せっかくの機会だからもっと沢山名刺を作って名刺交換をすべきだ」と言い、あっという間に会場のホテルの傍のビジネスセンターに私の名刺の印刷を発注してくれたのですが、彼の言う通り、わずか3泊4日の滞在期間中にみるみる名刺が減っていき、代わりに沢山の参加者の名刺が増えて、帰国してから改めて驚いた事を思い出します。

そして今年は、初参加の北京に続き、ロサンゼルス大 会にも参加することになりました。

私は、時差ボケ調整と初めて訪れるLAに慣れるため、 4月26日から現地入りしたのですが、さっそく空港やホテルで、北京で出会った懐かしい顔との再会を重ねることができました。

また、2日目には、半日でLAの主要箇所を巡るIPBAが用意したツアーに参加して、LA全体の雰囲気を感





じつつ、ツアー参加者達とバスの中や食事中に色々な 話をして友達になることができました。

その日の夕方には、会場のホテルのプールサイドでウェルカム・レセプション・パーティーが開かれたのですが、昼間のツアーで知り合ったメンバーに昨年知り合ったメンバーを紹介したり、私をIPBAに誘ってくれた友人夫妻と再会を喜んだりしながら次々と「友達の輪」が広がり、3日目からは、朝食も昼食も会場ホテルの地下ホールに集まって採ることになったので、偶然テーブルが一緒になった参加者達とお互いの経歴や専門分野や関心のあることについて話をしつつ、ネットワークが広がっていきました。

最終日を迎える頃には、参加者の中に既に知り合ったメンバーが大勢いるという状況になり、皆さんと別れを惜しみながら挨拶をすることになりました。

特に今回は、同期の友人が今年のIPBAにスピーカーとして参加していたため、そのセッション会場を訪れた事が一番印象的な出来事となり、さらに自分の興味のあるトピックを見つけてはその会場に行ってみたりしながら、各国の弁護士の探求心やエネルギーを身近に感じることができました。これは、日本でただ机の前に座り、依頼者と話し合い、裁判所と往復しているだけでは得ることのできないであろう、貴重な経験になりました。

後日、日本に帰国してからいただいた名刺を整理したら、優に70枚を越えており、その中の何人かの方から 改めて事務所宛にメールを頂きやりとりさせていただい ておりますが、そのような出会いに恵まれた事に感謝し ています。

こうしてIPBAの annual conference に二度目の参加をさせていただいて改めて痛感したのは、海外では、日本において女性弁護士が独立して事務所を持つことが非常に困難だという印象を持たれている…という事です。

なぜなら、私が昨年4月に前事務所を独立して新事務所を設立した話をすると、IPBA参加者たちからは「勇気あるチャレンジだ」とか「心から尊敬する」とか「日本で女性がそういう事をするなんてすごい」という大袈裟とも思える反応が次々返ってきたからです。

私個人は、普段から自分が女性であることを意識することはさほどなく、仕事をしていく上で「ストレスを必要最小限にしていくこと」に最も関心を傾けた結果、全てを自分の意思と責任で処理できる状況を作るべきだと考え、"新事務所設立"という選択をした次第で、これは自然の成り行きだと思っていました。ですから、IPBAでの皆様の反応は、かえってこちらが驚くような意外なものでした。

また、現実に、パートナーとなって事務所を構えている

女性が日本に何人いるのかということもよくわかりません。

しかし、年々女性弁護士の人数が増えている事と法曹 人口自体が急増している現実を踏まえれば、その数は、 今後益々増えていくのだろうと思います。

今回のIPBAでは、Work-Life Balanceをトピックとするセッションがあり、とても活発な意見交換が行われていましたが、結婚、出産、介護など、女性が、仕事を続けていく過程で向き合わなければならない人生の重要局面で、どのようにしなやかに対応していくかという事は、世界共通の課題であり女性弁護士の大きな関心事なのだということもまた実感致しました。

ですから、今後もそのような課題を意識しながら、IPB Aのメンバー達と沢山の経験や知恵を分かち合っていきたいと思います。

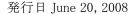
このようにして、私は、IPBA2008 in LA に参加することで、自分の立ち位置を外側から改めて確認することができたこと、そして、再び様々な国に友人が増えたことが、何よりの収穫だったと思っています。

そして、「多くの事を発見し多くの事を学ぶ機会に恵まれるから」と言って私をIPBAに誘ってくれた友人の言葉はその通りだったと思うと同時に、そのような機会を与えてくれた友人に心から感謝の意を表したいと思います。

現在、横浜弁護士会からのIPBA参加者は私一人ですが、将来、徐々にその人数が増えていき、国境を越えたネットワークを通じ、横浜に限らずより多くの弁護士がIPBAメンバーと知識や経験を分かち合い、よりよい仕事をしていけるようになることを祈っています。



マリリン・モンローと Sony Studio で 写真提供:中原 都実子





LA 大会の感想 弁護士 林 衣利子

皆さんこんにちは。大江橋法律事務所の第54期弁護士の林依利子と申します。2008年4月27日から4月30日の間アメリカ合衆国ロサンゼルスで開催されたIPBAの世界大会に参加された皆様、スピーカーをされた皆様、大変お疲れ様でございました。今回は少し紙面をお借りしまして、今回のIPBA大会の個人的感想を述べさせていただきたいと思います。

私自身は、IPBA 大会に参加するのは今回で3度目でした。ソウル大会、その翌年のバリ大会に続けて参加した後、米国留学、米国勤務、上海での勤務を経て、今回、3年ぶりに IPBA 大会に参加することができました。以前の2回の大会に参加したときはまだまだ新人弁護士であり、英語でのコミュニケーション能力も不足していて、何が起こっているのかを把握するだけで精一杯でしたが、今回は、留学・海外勤務を経て、世界に対する視野・関心が高まった上での参加でしたので、より多くの収穫を期待しての参加でした。

まず、初日の夜に開催されたジャパンナイトでは、普段はなかなかお目にかかることのできない多様なバックグラウンドをお持ちである先生方から、楽しい雰囲気の中でざっくばらんにお話をおうかがいすることができ、大変勉強になりました。今回は、以前に参加したときに比べて、日本所在の外資系の事務所で勤務する欧米の弁護士の方々、日系企業とのビジネスに関連する法律業務に携われるアジア系の方々等、日本人以外で日本に関心を持っておられる方々の参加が増えており、ジャパンナイトのグローバル化を感じました。

また、翌日のゲッティセンターのパーティでは、世界的な芸術作品に囲まれて、優雅な気分で美味しい食事とお酒、各国からの参加者との交流を楽しむことができました。また、ソニー・スタジオでは、マリリン・モンローと Libby 会長との共演など、ロサンゼルスならではの楽しい趣向が凝らされており、楽しいひと時を過ごすことができました。ヨーロッパ諸国や南米諸国と言った遠方の国からの参加者も増えていて、IPBA に対する各国の感心の拡大・高まりを認識しました。

セッションに関しては、私は上海での勤務の経験等から中国に関係する法律業務に対して興味があるところ、中国ビジネスに関する多彩なプログラムが用意されていることは面白いと思いました。その他、女性弁護士のレセプションをはじめ、女性弁護士のワークバランスに関するセッション等、多彩で興味深いプログラムが揃えられていたと思います。

各イベントにおいては、3 年ぶりの参加であるにもかかわらず、ソウル大会やバリ大会で出会ったという各国からの参加者から、親しく声をかけていただくことができました。特に海外からの方は、ほとんど年に一度しかお

会いするチャンスはありませんが、IPBA の趣向を凝らした印象深い交流イベントの中で言葉を交わすことにより、特に鮮明な記憶として残っていることを実感しました。このように、世界各国からの弁護士と具体的な案件以外の場で知り合い、かつ、1年に1度顔を合わし思い出を語り合い、また時にはその方を通じて他の方にも交流の輪が広がっていくのはすばらしいことだと思います。

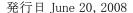
このように、晴天のロサンゼルスにおける充実した 4 日間はあっという間に過ぎました。IPBA大会を通じ、特に感銘を受けたのは、忙しい日程を繰り合わせて毎年 IPBA に参加される先生方の積極的な知的好奇心、人とのご縁を大切にする姿勢、また、腹筋大会(?)等で見られた先生方のバイタリティです。私自身、どうしても日業法務の忙しさに追われがちですが、IPBA大会に参加されている先輩諸氏のように、大きな視野から物事に取り組むことのできる弁護士になりたいと思います。私も、できる限りこれからもこのようにたくさんの収穫を得ることができる IPBA 大会に毎年参加したいと思いますし、他の若手の方々も、日常業務は忙しいと思いますが、IPBA 大会に積極的に参加することにより、同じような貴重な経験を得ていただければと思います。



シンクロナイズドスイミングショー@ウェルカムリセプション 撮影: Conference Organizer

IPBA ゴルフの報告 ゴルフ委員会委員長 牛嶋 龍之介

会議終了の翌日、5月1日木曜日に IPBA ゴルフトーナメントがトランプナショナルゴルフクラブで開催されました。トランプナショナルゴルフクラブは、ロサンゼルスの中心部から南に車で30分のパロスベルデス半島に位置する太平洋に面した斜面に広がるゴルフコースで





す。米国の大富豪のドナルド・トランプ氏が買収した豪華なゴルフコースで、クラブハウス横には巨大な星条旗が我々を迎えてくれました。フェアウェイが狭く、ラフは深く、ラフの先のブッシュに入るとボールは見つからない、難コースでした。プレーには大変苦労させられましたが、ゴルフコースからの太平洋の眺めの良さは最高でした。1番ホールのグリーンの後ろに豪快な人工の滝が控えていたのには、驚かされました。ディズニーランドに迷い込んだ感じでした。このゴルフコースは、前のオーナーによってオープンされる直前に 18番ホールが海側に地すべりして崩壊したそうで、その後ドナルド・トランプ氏が買収して 250 億円以上をかけて改造したそうです。また、巨大な星条旗が景観をみだすとの理由で訴えられたとの話しも聞きました。

50人超の参加者があり、日本からも三宅能生先生、 原壽先生、内田晴康先生夫妻が参加されました。2人 乗りカート2台4人一組で各ホールからショットガンスタ ートで一斉にスタートしました。ちなみに、私は問題の 18番からスタートしました。 もちろんキャディーはいませ んが、カートでフェアウェイまで入ることができました。 競技の方法は、何とダブルペリアでハンディキャップを 計算するとともに、競技の進行上、トリプル以上のスコ アは全てカットして計算しました。1ホールの大たたきで 恥ずかしいスコアとなるプレッシャーはなく、助かりまし た。ダブルペリアは日本のゴルフコンペでは主流となっ ていますが、アメリカ人は普通知らないようです。ご存 知のとおり、12ホールの隠しホール(アウト・インのショ ート、ミドル、ロングホール各2ホールから選択)のスコア を基にプレーヤーのハンディキャップを計算するので、 公式のハンディキャップのない人も競技に参加でき、 ハンディキャップを誤魔化すこともできないため、合理 的なハンディキャップの計算方法です。これまでアメリ カ人はダブルペリアを知らないので、英語もないと思っ ていました。皆さんご存知でしょうか、Double Peoriaと スペルするのが正しいそうです。ペリアは隠しホールの 意味ですが、英語の辞書には出てきません。米国イリノ イ州にPeoriaという都市がありますが、地名の由来は 当地の原住民の部族名をフランス語で標記したものを 英語のスペルにしたもののようで、隠しホールが何故に Peoriaなのか分かりません。ご存知の方は、お知らせ 下さい。

男性の優勝者には、6代目のIPBA会長であるフィリピンのTeodoro D. Regala先生が寄贈したTed Regalaトロフィーが18代目のIPBA会長に就任したばかりのGerald W. Libby先生から渡されました。内田晴康先生が2位と健闘されましたが、フィリピンのValeriano R. Del Rosario先生が優勝して、Ted Regalaトロフィーをフィリピンに持ち帰りました。

今回の会議場のすぐ近くにも、ロサンゼルスカントリー クラブなど立派なゴルフ場がありましたが、いずれもプ ライベートコースで、プレーの機会に恵まれませんでした。次回の大会は、マニラで開催されますが、プレー後のパーティーで、フィリピン、タイ及び韓国のゴルフ好きの弁護士と、マニラ大会では、やはり会議場の近くにゴルフ場があるので、会議前の早朝に有志の者でプレーする機会を作りたいものだと話し会いました。興味のある方はお知らせ下さい。

(了)



INTER-PACIFIC BAR ASSOCIATION 19TH ANNUAL CONFERENCE APRIL 29 – MAY 2, 2009 MANILA, THE PHILIPPINES

CONFERENCE THEME

LEGAL PRACTICE: COPING WITH DIVERSITY AND CHANGE

IPBA 2009 Manila Conference

For the attention of: Nadjya A. Trinchera

Event Consultant Tel: 632-715-0260 Fax: 632-714-6620

E-Mail: <u>leisure@barontravel.com.ph</u>

Website: www.ipba2009.com